

## 北見エコスクール SDGs 協議会規約

### (名称)

第1条 本協議会は、北見エコスクール SDGs 協議会（以下、協議会という）と称する。

### (目的)

第2条 地球温暖化等の環境問題を解決するため、日常生活などの中から環境との関わりについて学び、できることから主体的に取り組み、環境問題に対する市民や事業者間の活動の環を広げていくこと。

2 環境問題の側面から持続可能な開発目標（SDGs）の普及・推進に努めること。

### (内容)

第3条 協議会は、第2条の目的の実現を目指し、次の事業を行う。

- (1) 講演会（フォーラム）や施設見学会、各種啓発活動の実施
- (2) リサイクリエーション事業に関すること
- (3) 環境教育（きたみこどもエコくらぶ）に関すること
- (4) その他目的達成のため、協議会が必要と認める事項

### (構成)

第4条 協議会委員は、日頃から環境問題に対し積極的に取り組む市民及び企業・団体等から選出され、前条の事業について企画、運営を行うものとする。

### (組織)

第5条 協議会は、第2条の目的に賛同する前条に定める委員をもって組織する。

2 協議会委員は、協議会の承認を受け加入するものとする。

### (役員)

第6条 協議会に次の役員を置く

委員長	1名
副委員長	若干名
監事	2名

2 委員長、副委員長、監事は協議会委員の中から総会において互選する。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、任期途中から就任した役員任期については前任者の残任期間とする。

### (役員の仕事)

第7条 委員長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その仕事を代理する。

3 監事は会計を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議は委員長が招集し、主宰する。

2 年に1回総会を開催する。

(部会)

第9条 協議会に、その事業推進のため部会をおくことができる。

2 部会に部会長をおき、部会長が部会を招集し、主宰する。

3 部会は、協議内容について協議会に報告するものとする。

4 部会委員の選出は協議会の総会において決定する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、北見市市民環境部環境課におく。

(会計)

第11条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもってあてる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定めるものとする。

附則

この規約は令和元年5月10日から施行する。